

医療法人・資金調達方法
研究報告書

平成 15 年 (2003 年) 12 月 1 日
社団法人 日本医療法人協会
医療法人資金調達研究委員会

【会長挨拶】

医療法人制度は、昭和 25 年に創設以来、50 有余年の歴史を持つものであるが、その資金調達のあるり方について、我が国・医療界で組織的・システマチックな議論はなされてこなかったといつてよいと思われる。

長年つづく医療費抑制政策の反面、患者ニーズの多様化・高度化は、医療施設の設備更新（新・増設など）近代化整備などの行政（法令）施策も誘引、その急激な促進という現象をもたらしている。そこでの医療法人の資金調達の源泉は、間接金融の借入金が大部分であり、それも金融再生のうねりの中“貸渋り、貸しはがし”が現実のものとなつてきている。

かかる時、厚生労働省は、「これからの医療経営のあり方検討会」を設置、今後の医療経営のあり方について様々な検討・提言がなされた。

資金調達についての議論も、その中核となるものであるが、当協会は、その流れに沿つて、より実務的に医療経営の現場で必要とされる資金調達の具体的施策を必要とした。そこで、資金調達にかかる専門家 11 名による、医療法人資金調達研究委員会を当法人・医療経営管理部会の下部組織として、平成 14 年(2002 年)10 月に発足させ、平成 15 年 8 月までの 11 ヲ月で様々な資金調達手段について、具体的な提言を求めた。

松田委員長を中心とした、委員諸先生の精力的な研究の結果、この「医療法人資金調達方法の研究報告書」を成果物としてここに公表できることは、喜びにたえないものがあり、委員の先生方に感謝している。

非営利原則を堅持しながら研究、実践提言された既存の種々の資金調達方法の活用とともに新たな資金調達方法、特に地域医療振興債の普及と活用を望んでやまない。

平成 15 年(2003 年) 12 月 1 日

社団法人 日本医療法人協会

会 長 豊 田 堯

【委員長挨拶】

医療法人の資金調達には、調達源泉である借入金の借入期間（最長で 25 年）と、その運用資産（例えば建物）の法定耐用年数（建物については 39 年）との差により、借入金による設備投資を行えば常に資金不足（我々はこれをキャッシュフローギャップと名付けた）が生じるという宿命を負わされている。

これに対し、組織的・制度的な解決のための提言がなされたことは無いといって良く、キャッシュフローギャップの解消を念頭に置き、医法協・豊田会長から、指示された次のことを委員会の研究の基盤とした。

- (1) 非営利原則を堅持し、“株式会社の病院経営参入”の端緒とならないようにすること
- (2) 資金調達の研究は、“実践的で医業経営の現場で使えるもの”として報告書にまとめること
- (3) 法令等の改正、新設などが必要と思われる場合、それを明示し、改正等の要望も示すこと

平成 14 年(2002 年)10 月に委員会を結成、各委員に資金調達源泉の各項目を割り当てその成果として、ここに「医療法人資金調達方法の研究報告書」を次の 2 編に分けて公表できることとなった。

第 1 編 医療機関債(地域医療振興債)

第 2 編 法的要件等の整備要望

(・融資 ・保険 ・寄附金 ・補助金助成金 ・資本)

ここに至る 1 年近くの間、研究委員会委員の専門家、諸先生のご協力を得て、それぞれの章毎の検討を行った。この成果はこの報告書に公表する。これは完全なものといえるレベルには達してないと思われるが、医療法人の資金調達のあり方、及び法的要件の整備等で示したその課題の解決により、医療法人の資金調達の円滑化を望みたい。委員の先生方はもとよりオブザーバー参加者、事務局職員に深甚なる感謝の意を表すとともに、この研究成果が広く活用されることを願ってやまない。

平成 15 年(2003 年) 12 月 1 日

医療法人資金調達研究委員会

委員長 松田 紘一郎

〔目次〕

第1編	医療機関債(地域医療振興債).....	1
第2編	法的要件等の整備要望	
第1	融資	93
第2	保険	151
第3	寄付金	191
第4	補助金・助成金	219
第5	資本	267
第6	S P C	353
参考	リース	419
	(医療法人資金調達研究委員会委員名簿)	441